

令和7年
4/1から
変更

生涯学習センターからのお知らせ



生涯学習センターがよりご利用いただきやすくなりますよう、
第1ホール以外の施設の使用許可申請及び使用料還付申請
の期日を変更します。



▲ホームページ(お知らせ)

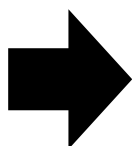
第1ホール以外の施設の申請期日が変わります

■ **予約**の受付が使用日の**3日前**まで可能になります

令和7年

3/31まで

使用日の**15日前**までに
使用許可申請書を提出



令和7年

4/1から

使用日の**3日前**までに



使用許可申請書
を提出

※「使用日の6ヶ月前から」は変更なし

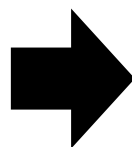
■ **還付**の受付も使用日の**3日前**まで可能になります

令和7年

3/31まで

キャンセルをされる場合

使用日の
15日前まで⇒半額還付
14日前以降⇒還付なし



令和7年

4/1から

使用日の

3日前まで ➡ **半額還付**

2日前以降 ➡ **還付なし**

※「災害その他の事故、教育委員会が必要と認める場合の全額還付」は変更なし

★ 申請の受付が可能な日時は、平日の午前9時～午後5時です
(土日祝日・12/28～1/3 不可)。

申請期日が土日祝日・12/28～1/3 の場合は、その日の前の
最も近い平日までにご申請ください。

★ 第1ホールと、第1ホールと併せて使用する施設の使用の申請
期日については変更ありません。

●予約の受付…「使用日の1年前から15日前まで」

●還付の受付…「使用日の15日前まで」